

議案第 2 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則 について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の設置に伴い、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

規則案の概要説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の設置に伴い、県立名護高等学校においては同中学校における教育と一貫した教育を施すこととするとともに、同中学校の名称、位置等について定める必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）を次のように改める。〈第1条〉

県立名護高等学校においては、沖縄県立名護高等学校附属桜中学校における教育と一貫した教育を施すこととする。（別表第3関係）

(2) 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）を次のように改める。〈第2条〉

ア 県立名護高等学校附属桜中学校の名称、位置等について定める。（第3条関係）

イ 県立名護高等学校附属桜中学校においては、沖縄県立名護高等学校における教育と一貫した教育を施すこととする。（第6条関係）

(3) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3中 「

沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校
------------	--------------

」を

「

沖縄県立名護高等学校	沖縄県立名護高等学校附属桜中学校
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校

」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立中学校管理規則(平成18年沖縄県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中 「

沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名32 48番地	80人	3年	県全域
--------------	---------------------	-----	----	-----

」

を 「

沖縄県立名護高等学校附属 桜中学校	名護市大西五丁目17番 1号	40人	3年	県全域
沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名32 48番地	80人	3年	県全域

」に改める。

第6条第1項の表中 「

沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校
--------------	------------

」

「

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	沖縄県立名護高等学校
沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校

」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表																	
改正案	現行																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(併設型高等学校の教育課程)</p> <p>第9条の3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(併設型高等学校の教育課程)</p> <p>第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校においては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p> <p>2 別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」という。）における教育と連携した教育を施すものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、別表第3及び別表第4の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校又は併設型特別支援学校と協議するものとする。</p>																
<p>別表第3（第9条の3関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>併設型高等学校</td> <td>併設型中学校</td> </tr> <tr> <td><u>沖縄県立名護高等学校</u></td> <td><u>沖縄県立名護高等学校附属桜中学校</u></td> </tr> <tr> <td>沖縄県立与勝高等学校</td> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </table>	併設型高等学校	併設型中学校	<u>沖縄県立名護高等学校</u>	<u>沖縄県立名護高等学校附属桜中学校</u>	沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校	~~~~~	~~~~~	<p>別表第3（第9条の3関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>併設型高等学校</td> <td>併設型中学校</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立与勝高等学校</td> <td>沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> </tr> <tr> <td>~~~~~</td> <td>~~~~~</td> </tr> </table>	併設型高等学校	併設型中学校	(新設)	(新設)	沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校	~~~~~	~~~~~
併設型高等学校	併設型中学校																
<u>沖縄県立名護高等学校</u>	<u>沖縄県立名護高等学校附属桜中学校</u>																
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校																
~~~~~	~~~~~																
併設型高等学校	併設型中学校																
(新設)	(新設)																
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校																
~~~~~	~~~~~																

新旧対照表

改 正 案		現 行																					
<p>沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）新旧対照表</p>																							
<p>(趣旨) 第 1 条 (略)</p> <p>(名称、位置等) 第 3 条 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称、位置等) 第 3 条 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>入学定員</th> <th>修業年限</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設) 沖縄県立与勝緑が丘中学校</td> <td>(新設) うるま市勝連平安名324 8番地</td> <td>(新設) 80人</td> <td>(新設) 3年</td> <td>(新設) 県全域</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立球陽中学校</td> <td>沖縄市南桃原一丁目10 番1号</td> <td>80人</td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立開邦中学校</td> <td>南風原町字新川646番地</td> <td>80人</td> <td>3年</td> <td>県全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域	(新設) 沖縄県立与勝緑が丘中学校	(新設) うるま市勝連平安名324 8番地	(新設) 80人	(新設) 3年	(新設) 県全域	沖縄県立球陽中学校	沖縄市南桃原一丁目10 番1号	80人	3年	県全域	沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	80人	3年	県全域	<p>(併設型中学校の教育課程) 第 6 条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第71条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</p>
名称	位置	入学定員	修業年限	通学区域																			
(新設) 沖縄県立与勝緑が丘中学校	(新設) うるま市勝連平安名324 8番地	(新設) 80人	(新設) 3年	(新設) 県全域																			
沖縄県立球陽中学校	沖縄市南桃原一丁目10 番1号	80人	3年	県全域																			
沖縄県立開邦中学校	南風原町字新川646番地	80人	3年	県全域																			
併設型中学校	併設型高等学校	併設型中学校	併設型高等学校																				

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校	沖縄県立名護高等学校
沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校
沖縄県立球陽中学校	沖縄県立球陽高等学校
沖縄県立開邦中学校	沖縄県立開邦高等学校

2 (略)

(新設)	(新設)
沖縄県立与勝緑が丘中学校	沖縄県立与勝高等学校
沖縄県立球陽中学校	沖縄県立球陽高等学校
沖縄県立開邦中学校	沖縄県立開邦高等学校

2 前項の場合において、併設型中学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

- 第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。
- 3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。